

国民優生法における「戦争に奪われた命」に関する一考察
—戦時厚生事業と国民優生法との関係性—

社会福祉学専攻 飯村 研介

要 旨

かつて日本には障害者であることを理由に、生殖能力奪うことを合法とした法律が存在した。1948年に制定された旧優生保護法(以下優生保護法という)である。2019年5月28日仙台地方裁判所は、宮城県内の二人の女性が優生保護法によって強制不妊手術を受けたとして国に損害賠償を求めていた訴訟に対し、日本国憲法第13条が規定する個人の尊重を無視した法律であるとして、「優生保護法は憲法に違反する法律である」とする違憲判決を言い渡した。

この違憲判決が言い渡されるまで71年の期間を要している(優生保護法は1996年母体保護法に改正)。ソクラテスの名言に「悪法も法なり」があるが、なぜ優生保護法は違憲判決が言い渡されるまで、合法として存在し続けたのだろうか。そこには、そもそも優生保護法が不妊手術をおこなうことを合法とする1940年に制定された国民優生法の存在があったからだと考える。

一方優生保護法の根拠法となっている国民優生法は、戦時厚生事業推進の一環として制定されている。というのも1931年の満州事変を発端に15年戦争に突入し、戦争で必要とされる心身ともに健康で優秀な国民や兵隊を求めることが国家の重要政策となっていくからである。いわゆる健民健兵政策の推進である。この政策は中絶を禁止し、人口増加を求める「産めよ殖やせよ」政策でもあった。そのため一定の措置を講じないと、健康な肉体と健全な精神に欠ける国民が増加する可能性を持ち合わせていた。

そこで重視されたのが優生政策であり、その政策を推進させたのが国民優生法であった。しかしながら国民優生法は逆淘汰を強く懸念して制定された法律であったことから、国民の「質」に固執した法律となった。それゆえ国民優生法は、出生後に国家に貢献できる人間かどうか判定するのではなく、出生前に「生きるに値する命と生きるに値しない命」を選別することを可能とした法律となった。

その結果、国家が生殖と出生を戦争目的のために管理すると同時に、心身ともに健康ではない国民は、産むことを認めないとする甚だ人権を侵害する法律となった。

このような背景を踏まえ、本研究では国民優生法が人間の価値を「体力」「知能」を前提とする健常者中心の論理で制定されていたこと、しかも障害者の人権を排除した能力主義を原理とする一元的価値観で制定されていたことを、戦時厚生事業との関係性から、明らかにすることを目的とした。

そこで国民優生法が、なぜ戦時厚生事業を推し進める一法律として制定されたのか、を明らかにするため、4つの視点から検討をおこなった。第1は大正デモクラシーの影響を受けた社会事業が、なぜ15年戦争開始後に勃発した日中戦争を境に、戦時厚生事業へ転回したのか。第2は戦時厚生事業が、なぜ「人的資源の保護育成」に重点を置いたのか。第3は健民健兵政策の目標は何であったのか。そして第4は、なぜ健民健兵政策は人的資源に「質」を求めたのか、である。

その結果従前の社会事業は、個人としての生活と健康を重視していたのに対し、戦時厚生事業は、国家存続のため個人の健康を重視し、疾病治療の問題も健康増進の問題も、ひいては戦争目的のためにおこなわれたものであって、決して個人の問題として捉えていないことが明らかになった。

さらに国家目的に貢献できる者こそが価値ある国民とされ、「国家に役立つ者」の維持・増強を最重視し、「要救護、要保護を必要とする弱者」を切り捨てるという甚だ人権を無視した政策、つまり健常者中心の論理による戦時厚生事業がおこなわれ、その一翼を担ったのが国民優生法であったことを明かにした。